

参考資料（計画案に寄せられた意見・提案と県の考え方）

	寄せられた意見・提案	県の考え方	意見の反映
1	(p.9) 一般廃棄物最終処分量が全国平均を大きく下回っており、抑制されていることは評価できる。	引き続き廃棄物の発生抑制、循環利用の拡大に取り組んでまいります。	E
2	(p.10) 一般廃棄物の最終処分を県外に頼っている現状は、将来的に県外で受け入れてもらえなくなった場合のリスクが大きいですが、何か対策は講じているのか。	一般廃棄物処理施設から発生する焼却灰やばいじんを県内セメント工場でセメント原料等に再生利用することで、最終処分量の削減に取り組むとともに、サーキュラーエコノミーの推進により再資源化（再使用・再生利用）を進めることで最終処分量を減らしていきます。	B
3	(p.11) 1人1日当たりの最終処分場の残余容量が全国でも下位である。具体的な方策はあるのか。		B
4	(p.12) 素案に記載されているように、ごみ処理施設の過度な集約は災害時におけるリスク分散の観点から懸念がある。	広域化・集約化に当たっては、御指摘の点にも配慮してまいります。	C
5	(p.40) 本計画は、食ロス削減推進法に基づき策定する計画として位置付けられているが、食品ロスの削減について、「第4節 課題」に記述がみられない。	御意見を踏まえ、「第4節 課題」に、事業系食品ロスのうち外食産業で増加に転じるきざしがみられる旨課題に追記します。	A
6	(p.41) 目指す方向性について、国の動向を踏まえつつ、サーキュラーエコノミーシステムの確立としている点で、時代の要請に応えるものになっている。		E
7	(p.42) 限りある資源を有効活用、循環させつつ、新たな価値を創出するサーキュラーエコノミーを目指す方向性として位置付けているのは非常に良いことだと思う。	国においても国家戦略としてサーキュラーエコノミー（循環経済）を進めていくこととしており、国の方向性を踏まえて、サーキュラーエコノミーの推進に取り組んでまいります。	E
8	(p.45) 大企業では、サーキュラーエコノミーの実践を進めているが、県内の中小企業についてはいかがか。補助制度を活用するなど、県内企業にも広がるような取組を進めていただきたい。	サーキュラーエコノミーへの参入は県内の中小企業にとってもビジネスチャンスとなり得るため、県内企業のサーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換が進むよう、支援をしていきます。	B
9	(p.45) 取組の中心は企業向けのものが多いと考えるが、県民の理解も大切なので、その視点も忘れずに取り組んでいただきたい。	サーキュラーエコノミービジネスの市場拡大に向けて、消費者がサーキュラーエコノミー型製品やサービスを的確に選択することができるよう、認定制度やロゴマーク等を活用した普及啓発等を推進します。	B
10	(p.45) 最近の台湾有事をめぐる日中間の問題でもレアメタルのことが話題となっている。日本国内で入手困難な資源を国内循環させることは経済安全保障の観点からも重要と考える。リチウムイオン電池などの資源循環を推進してほしい。	リチウムイオン電池など有用な金属が含まれる製品の回収・再資源化ルートを構築することにより、金属等貴重な資源の循環を進めていきます。	B

	寄せられた意見・提案	県の考え方	意見の反映
11	(p.46) 食品ロスの削減について、小学生などの子供たちを通じて啓発していただくのはいかがか。子供を通じて食の大切さが伝わり、きっと食品ロスの削減につながるかと思う。	親子で一緒に学べる講座や企業と県が連携した出前授業の開催など、市町村や事業者等とも連携を図りながら、環境学習（環境教育）の充実に努めていきます。	C
12	(p.45-46) ごみを減らすライフスタイルへの転換や食品ロスの削減の取組は非常に大切なことだと思うが、家庭や学校など子どものときからの教育が重要である。そのような内容は含めるべきではないか。		C
13	(p.27,49) 不法投棄の残存件数が増えている。これまで以上に未然防止に努めていただきたいと思う。	不法投棄の残存件数の減少に向けて、家屋解体現場への立入検査など不法投棄の未然防止等の充実に努めてまいります。	C
14	(p.50) 太陽光パネルについて、2030年代の大量廃棄時代到来が目前に迫る中、リサイクル体制の未整備、有害物質（鉛・カドミウムなど）の処理といった課題があるが、「Ⅲ 廃棄物の適正処理の推進」に記述がみられない。	御意見を踏まえ、「Ⅲ 廃棄物の適正処理の推進」に太陽光パネルの適正処理に向けた処理体制の確立を進める旨を追記します。	A
15	(p.50) リチウムイオン電池が使用されているかどうかわからない製品が多い。分別排出に当たっては、リチウムイオン電池が使用されていることを製品に分かりやすく表示することも必要かと思う。	現在、国において、表示義務製品の拡大等の法令改正を進めており、県も国の動きと連携して周知・啓発を行ってまいります。	C
16	(p.50) リチウムイオン電池の捨て方について、県民への周知をもっとすべきではないか。	県ではリチウムイオン電池が使用されている製品が一目でわかるポスターやチラシの掲示、彩の国だよりやテレビ・ラジオでの呼び掛け、駅や銀行で啓発動画の放映を実施していますが、今後も市町村や企業とも連携しながら、効果的な方法を検討し、周知・啓発を進めていきます。	C
17	（計画名称）本計画は、廃棄物処理法第5条の5に規定に基づき策定するものであることは承知しているが、プレスリリースの「計画策定の趣旨」の冒頭にサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に言及するなど、廃棄物処理法で規定する内容を踏まえつつ幅広の内容まで記載されているものの、計画名は従来通りの名称を踏襲している。 今後は、埼玉県にとって廃棄物の減量化や適正処理に加え資源循環の促進が急務であり、これがサーキュラーエコノミーにつながるのではないか。 であるならば、まずは計画名に資源循環やサーキュラーエコノミー（循環経済）などの用語を取り入れてはどうか。 仮に、計画名が県のほかの条例等により規定され、変更が難しいのであれば、これらの用語を計画名称の副題として取り入れてはどうか。	サーキュラーエコノミー（循環経済）は本計画における重要な施策の1つではありますが、廃棄物処理の施策体系にはこれ以外にも数多くの取組があることから、計画の名称は原案のとおりとしたいと考えております。なお、いただいた御意見は「サーキュラーエコノミー」という言葉を前面に出すことで循環経済の重要性を効果的に情報発信すべきとの趣旨と理解しましたので、計画の公表に際しては、ご提案の趣旨を踏まえた工夫に努めてまいります。	D